

第2回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月16日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年2月16日(木)午後2時00分～2時52分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(2人) 4番 仲澤 清一、14番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第249号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬) 会長(関) 事務局長(相ヶ瀬) 会長(関)	ただいまから令和5年第2回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。 < 開会前のあいさつ > 本日、4番 仲澤 清一 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中16名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。 直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長 事務局長（相ヶ瀬）	経過報告をお願いします。 < 経過報告、議案第1号整理番号2については令和5年2月8日付け取下願を同日付けで受理した旨を説明 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 12番 小川 祥一 委員、13番 中村 東 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員をお願いいたします。
2番 田中 雄二 委員	2月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。主たる経営作物、白菜、大根、芋類。農業従事年数及び農業形態、約28年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約1.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番について、7番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7番 齋藤 勉 委員	2月8日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1

(7番 齋藤 勉 委員)	号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、野菜を作付け予定。農業従事年数及び農業形態、約10年。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、バインダー1台。取得地への通作距離、約0.5km。5年以上継続して耕作する旨の誓約書、あり。空き家と農地を同時に購入する売買契約書の写し、あり。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、那須烏山市 農地等の権利移動の制限に関する別段面積 及び 空き家に付属した農地の権利取得の取扱い基準の要件を満たし、農地法 第3条 第2項各号 には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号4番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19番 塩野目 富夫 委員	2月11日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、親族 いとこ。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約60年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、コンバイン2台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	2月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が原野、西が畑・田、南が道を挟んで宅地、北が畑・田。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建築業を行っているが、コロナ禍及びウッドショックの影響による住宅建築原価の高騰により、今後大幅な成長は見込めないと考え、新たな事業として木工機械設備を導入し、転用事業者オリジナルの耐震パネルの生産性を上げることを考え、そのための新たな製材所の建築を計画したところ、申請地を取得することができるようになり、申請に至った。転用面積、2,726㎡。転用目的、製材所 木造平屋建 1階 440.54㎡。建築面積、443.85㎡。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、井戸を新設し引き込む。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年3月5日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、接道に関しては建築基準法第43条第2項第2号について、宇都宮土木事務所と協議済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、17番 黒須 明 委員をお願いいたします。
17番 黒須 明 委員	2月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が道を挟んで田、南が畑、北が畑。同意書、無、近隣住民へ事業説明済。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,500㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜11円。非FIT事業、子会社である株式会社●●●の行う発電事業により発電した電気を親会社である株式会社●●●が買い受ける形となる。構造等、パネル168枚、寸法2,274mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力50.0kW、年間発電量約106,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等

(17番 黒須 明 委員)	により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年4月1日から令和5年5月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和5年1月25日付。売電先事業者が「経済産業省小売電気事業を営もうとする者の登録」済。非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、10番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	2月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が雑種地、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、848㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。10年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル212枚、寸法1,722mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約102,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年3月1日から令和5年5月31日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和2年1月16日付。東京電力と接続協議済、令和元年10月11日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。北側に隣接する農地への出入りについて、申請地の使用を了承済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 2月14日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、993㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。9年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル252枚、寸法1,722mm×1,134mm。パワーコンディショナー3基。発電出力49.5kW、年間発電量約112,000kWh。周囲にフェンス設

(10 番 小川 雄三 委員)	置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年3月1日から令和5年5月31日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和元年3月20日付。東京電力と接続協議済、平成30年11月19日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課と届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号1番について、6 番 大野 覚文 委員、何かありますか。
6 番 大野 覚文 委員	特にありません。
議長	整理番号2番について、3 番 栗野 隆夫 委員、何かありますか。
3 番 栗野 隆夫 委員	問題ないと思われます。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。

18 番 相吉澤 宏 委員	2月2日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号、整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、未登録。登録予定住所、●●●番地。添付書類の有無、案内図、有。登記簿謄本、有。公図（写し）、有。農地の状況、耕作されてきれいに整えられている状態。耕作、可。面積要件、問題なし。その他 登録予定住所に接していない農地、無。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請に至った。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしく願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり指定することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18 番 相吉澤 宏 委員	2月12日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、●●●平成2年2月 贈与により取得、●●●昭和63年2月 贈与により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約59年。昭和38年から●●●を豚舎や子牛舎の敷地、●●●をその敷地への進入路として利用していたが、平成6年に畜産業を

(18 番 相吉澤 宏 委員)	廃業してからは畜舎を取り壊し、現在の住宅敷地にあった納屋を移築し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地及び宅地への進入路。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6 番 大野 覚文 委員	2月14日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和3年3月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、昭和元年頃から耕作しておらず、竹や櫟等が繁茂して山林の状態となり、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集団的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。
	次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第249号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第249号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第249号）については、新規13件、更新17件です。利用権の設定を受ける者17名、利用権を設定する者29名です。利用権の設定面積は、104,686㎡です。令和4年度 累計は、1,226,639㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年2月28日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第249号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 7 議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 249 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2 時 52 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 5 年 2 月 16 日 議 長 12 番 13 番
-----------	---